

栃木県後期高齢者医療広域連合長の職務を
代理する上席の職員を定める規則

平成19年2月1日
規則第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第3項の規定により、広域連合長の職務を代理する上席の職員の順序を次のとおり定める。

第1順位 事務局長の職にある職員

第2順位 事務局次長の職にある職員

附 則

この規則は、平成19年2月1日から施行する。